

小値賀空港脱炭素化推進協議会 設置規約

令和 7 年 9 月 22 日制定

（目的）

第 1 条 小値賀空港脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）は、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、小値賀空港において、同法第 25 条第 1 項において規定する空港脱炭素化推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び実施その他小値賀空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （１）推進計画の作成に関する事項
- （２）推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- （３）推進計画の変更に関する事項
- （４）航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- （５）関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- （６）関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- （７）空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- （８）その他協議会が必要と認める事項

（協議会の運営）

第 3 条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、小値賀空港管理事務所長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統率する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会は構成員の過半数の出席をもって成立するものとし、また、協議会の議決の方法は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

（協議会の構成員）

第 4 条 協議会の構成員は、別紙の構成員名簿に掲げる者とする。

- 2 協議会の構成員は、本設置規約の遵守について承諾する。

(反社会的勢力の排除)

第5条 暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にある者、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある者は協議会の構成員となることができない。

2 前項に該当しない者であっても、反社会的勢力と関係がある者及び関係があると疑われる者は協議会の構成員となることができない。

(構成員の除名)

第6条 会長は、構成員が協議会の目的、本設置規約又は決議に反する行為若しくは協議会の運営に支障を及ぼす行為を行った場合、当該構成員を協議会から除名することができる。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の招集が困難である場合等にあつては、web会議ツールを用いたオンライン会議又は書面により協議を行うこととする。

3 会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に対し、協議会への出席等必要な協力を求めることができる。

4 協議会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として協議会に出席させることができる。この場合において、代理人が協議会に出席したときは、当該構成員は、協議会に出席したものとみなす。

5 代理人を協議会に出席させる場合には、当該構成員は事務局に理由、指名した代理人について通知するものとする。

(協議会への協力)

第8条 協議会の構成員は、推進計画の作成等、空港脱炭素化の取組を推進するため、空港管理者に積極的に協力する。

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事概要を作成し、公開するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を長崎県土木部港湾課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第 1 1 条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第 1 2 条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 本設置規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議の上定める。

附則

- 1 本設置規約にある公開の方法については、インターネットの利用その他の適切な方法とし、速やかに公表する。
- 2 本設置規約は令和 7 年 9 月 22 日から施行する。

小値賀空港脱炭素化推進協議会構成員名簿

企業・団体		
No	所 属	備考
1	小値賀空港管理事務所	管理者
2	小値賀町 未来創造課	自治体空港担当部局
3	小値賀町 建設課	自治体環境部局
4	長崎県 県北振興局 港湾漁港第一課	県
5	長崎県 土木部 港湾課	県
事務局		
1	長崎県 土木部 港湾課	県（事務局）